

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ ป.5/2562  
เรื่อง วิธีปฏิบัติในการขยายระยะเวลานำเข้าวัตถุดิบและวัสดุจำเป็นเพื่อใช้ในการผลิตเพื่อการส่งออก  
ด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 5/2562 号

件名：電子システムによる輸出向けの製造に使用される原材料および  
必要資材の輸入期間延長の手続き

-----  
被奨励者の輸出向けの製造に使用される原材料および必要資材の輸入期間延長の恩  
典取得において便宜を図るため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 36 条の権限に基づ  
き、投資委員会に委任された投資委員会事務局は電子システムによる輸出向けの製造に使用  
される原材料および必要資材の輸入期間延長の手続きを以下の通り発布する。

第 1 項 本布告は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 36 条に基づく電子システ  
ムによる輸出向けの製造に使用される原材料および必要資材の輸入期間延長申請書を提出す  
る被奨励者に適用する。

第 2 項 電子システムによる輸出向けの製造に使用される原材料および必要資材の  
輸入期間延長申請書の提出は電子取引に関する法律に従うこと。また、被奨励者は事務局の  
条件に従い電子取引の合意締結をすること。

第 3 項 原材料および必要資材の輸入期間延長の手続きは以下の通り。

(1) 被奨励者は書類ステータス確認システム (DOC TRACKING) で使用する  
ものと同じのユーザー名およびパスワードを使用してシステムを通じて申請書を提出するこ  
と。

(2) 事務局は投資委員会事務局布告第 Por. 8/2561 号「輸出向けの製造に  
使用される原材料および必要資材の輸入税免除恩典使用の手続き」で定められている基準及  
び条件に基づき、原材料および必要資材の輸入期間延長申請書を検討する。

(3) 認可された場合、被奨励者に対して原材料および必要資材の輸入期間  
延長申請システムおよび E メールを通じて結果を通告する。

第4項 被奨励者は原材料および必要資材の輸入期間終了日の3ヶ月前までに予め原材料および必要資材の輸入期間延長申請書を事前に提出することができる。但し、原材料および必要資材の輸入期間終了日以降、6ヶ月を超えないものとする。

第5項 事務局は仏暦2562年(2019年)4月1日より電子システムによる輸出向けの製造に使用される原材料および必要資材の輸入期間延長申請書の提出を開始し、仏暦2562年(2019年)10月1日より書面申請での第36条に基づく輸出向けの製造に使用される原材料および必要資材の輸入期間延長申請書の提出を廃止する。

布告日：仏暦2562年(2019年)3月21日

(ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット)

投資委員会長官